会 議 録 (要 旨)

会 議 名		名	平成28年度第3回武蔵村山市国民健康保険運営協議会
開	催日	時	平成28年12月27日(火) 午後1時30分から午後2時10分まで
開	催場	所	301会議室(市役所3階)
出席欠	常 者 及 席	び者	出席者:被保険者代表 岡本 皓夫、田代 芳久、田中 洋子、濱浦 雪代 保険医代表 三條 治、千竃 学、北條 泰輔 公益代表 宮崎 文永、籾山 敏夫、沖野 清子、村野 好夫 被用者保険代表 榎本 浩幸 欠席者:指田 登生 事務局:市民部長、保険年金課長、収納課長、保険年金課主査(国保給付グループ、国保税グループ)、保険年金課主事(国保税グループ)
報	告 事	項	第2回会議録について
議題		題	(1) 諮問事項の検討について 「平成29年度国民健康保険税率等について」(2) その他
配	布 資	料	 ・ 資料1 第2回会議録 ・ 資料2-1 国保税率改定試算表 ・ 資料2-2 国保税率改定モデルケース別影響額 ・ 資料3 多子世帯軽減に関する法的課題
針、 題点	残された 、保留事 と 記 載	と問 事項	議題(1): 前回の会議で挙げられた多子世帯の軽減は行わないものとし、来年度の税率は、税率改定パターン1の税率とする。 議題(2): 次回の会議は、これまでの議論をまとめ、答申案についてを議題とする。
- (主則順に内	議 なと記 容め 経見てし一)	を言同	報告事項 第2回会議録について 【事務局説明要旨】 (保険年金課長) 事前に出席者に確認したところ、修正意見等がなかったため、会議録署名委員に署名をしていただいた。 【質疑・意見等】 (委員) 質疑なし。 議題(1)諮問事項の検討について 「平成29年度国民健康保険税率等について」 (会長) 議題(1)「平成29年度国民健康保険税率等について」、事務局から説明をお願いする。 【事務局説明要旨】 (保険年金課長) 資料2-1を基に、以前から示していた「国保税率改定試算表(パターン1)」について改めて説明した後、「国保税率改定試算表(パターン1)多子世

帯軽減」について、「国保税率改定試算表(パターン1)」との比較及び多子世帯軽減によって生じる課税額の減少分を均等割額の増額によって調整することを説明した。また、前回の会議において説明した賦課限度額の増額について、平成28年12月8日に発表された与党の税制改正大綱において、当該事項について記載がなかったことにより、平成29年度の国民健康保険税においては賦課限度額が増額とならないことについても説明した。

続けて、国保税率改定モデルケース別影響額について、資料2-2を基に、「国保税率改定試算表(パターン1)」で示した税率等で課税した場合と、「国保税率改定試算表(パターン1)多子世帯軽減」で示した税率等で課税した場合の課税額等の差異について比較し、説明を行った。

続けて、多子世帯軽減に関する法的課題について、資料3を基に、地方税法の 規定により、多子世帯の均等割のみを課税しないことは法的に不可能であること を説明した。また、東京都においても同様の解釈であること及び東京都として は、当該事項については、全国知事会が国に要望している事項であり、制度責任 主体である国の責任によって実施する事項であると考えていることについても説 明した。

(会長)

多子世帯についての税率パターン、モデル世帯の影響額、東京都において多子世帯の軽減が現行法においては不可能であること、多子世帯の軽減が全国知事会から国に要望している事項であること及び多子世帯の軽減は国の責任において実施する事項であることを説明いただいたが、事務局としてはどのように考えているのか。

(保険年金課長)

東京都からの回答内容と同様に、本市においても多子世帯の軽減はできないものと考えるが、今後法整備がされた際には再度検討すべきものであると考える。

【質疑・意見等】

(会長)

質疑・意見等はあるか。

(委員)

東大和市が多子世帯の軽減を行っていることに関して、東京都からの指導等は 行われているのか。

(保険年金課長)

東京都としては、助言の対象となると考えている。

(委員)

地方税法の規定により、均等割の軽減は難しいとの説明があったが、同じく地 方税法に規定されている応能・応益割合が 5 0 対 5 0 になっていないことに対 する罰則等はあるのか。

(保険年金課長)

現在のところ罰則等は受けていないが、東京都の指導検査等で助言の対象となっている。

(会長)

東大和市が多子世帯の軽減を行うに至った経緯は分かるか。

(保険年金課長)

東大和市は、平成28年度から課税方式を所得割・資産割・均等割・平等割からなる4方式から所得割・均等割からなる2方式に変更したことにより、均等割が大幅に増額となったため、多子世帯の軽減を行った。

(会長)

資料によると、多子世帯の軽減を導入することにより、低所得者に対する軽減 が適用されている世帯においても課税額が増額となる場合があると考えられる が、そのような解釈でよいか。

(保険年金課長)

そのとおりである。

(委員)

多子世帯の軽減については、現状で行えることはないのか。法的に難しいとなると様子を見るしかないということになるのか。

(保険年金課長)

全国知事会で多子世帯の軽減を行うことについて国に要望しているため、国の判断を待って対応したいと考える。

(会長)

多子世帯の軽減を行うことで低所得世帯の税額が増額となる可能性があることを踏まえると、子育て世代に配慮して多子世帯の軽減を行うか、又は、低所得世帯に配慮して多子世帯の軽減を行わず、先に示されている税率改定パターン1とするかについて、再度検討すべきであるところである。このことについて意見等はあるか。

(委員)

多子世帯の軽減が法律上不可能であれば、今後の動向を見極めるべきである。低所得者に配慮された税率改定パターン1が良いと考える。ただし、将来的には課税方式を2方式にし、応能・応益割合が50対50となるようにすることが理想的であると考える。

(委員)

多子世帯の軽減に関する全国知事会から国への要望は、いつ行われたのか。

(保険年金課長)

子供に係る均等割の軽減措置を導入することを平成28年7月に国に要望している。

(委員)

前年度以前は行われていないのか。

(保険年金課長)

公表されているものではないが、前年度以前では、平成26年度にも同様の話し合いがあり、全国知事会から国に軽易な形で要望が行われている。また、全国知事会としては、国民健康保険は法に基づく全国統一的な制度であり、制度上の課題に対しては制度の責任者である国が責任を持って対応すべきであるという見解である。

(会長)

都道府県化についての協議は、いつ行われるか。

(保険年金課長)

現在、東京都と代表市町村における連携会議が行われているところである。 「国民健康保険事業費納付金」の試算結果については、平成29年1月頃に示される予定であるが、若干遅れており、それ以降となる可能性がある。

(会長)

昨年の運営協議会の答申も踏まえて、今回の税率改定について、意見等はあるか。

(委員)

税率改定パターン1で良いと考えるが、資料によると、多子世帯の税額は年額で26,200円の増額となり、負担は大きいものと考える。税率改定は、生活困窮世帯に配慮するということを忘れてはならない。多子世帯軽減が制度上難しいということは理解したが、他市の状況や国の動向等を注視し、対応していただきたいということを要望する。

(保険年金課長)

今の社会は、少子高齢社会であるため、子育て世帯に対しても考慮したいと考える。

(会長)

他に質疑、意見等がないため、総括する。

昨年度の答申を基に、先に示されている税率改定パターン1を用いて、今年度 の国民健康保険運営協議会の結論として良いか。

(委員)

異議なし。

(会長)

異議なしと認める。それでは、税率改定パターン1として事務局に今後の資料の作成を依頼する。

次に、議題2「その他」について、事務局から説明をお願いする。

(保険年金課長)

議題2「その他」は、次回の議題についてであり、委員の皆様からいただいた意見を基に事務局が今年度の国民健康保険運営協議会の答申案を作成し、次回の会議までに事前配布するため、次回の会議で意見をいただきたい。

(会長)

次に、「4 その他」について、事務局から説明をお願いする。

(保険年金課長)

次回の会議の日程は、平成29年1月11日(水)又は平成29年1月13日(金) どちらが良いか。

~各委員に日程の確認~

(会長)

それでは、次回の開催は、平成29年1月11日(水)13時30分から市役所5階委員会室で行うとする。

これにて、平成28年度第3回武蔵村」	山市国民健康保険運営協議会を閉会す
会議の公開・ 非 公 開 の 別 □一部公開 □非 公 開 ※一部公開又は非公開とし	傍聴者: <u>0 人</u> た理由()
会議録の開示・ 非 開 示 の 別 □一部開示(根拠法令等: □非 開 示 (根拠法令等:)
庶務担当課市民部保険年金課(内線:132)	
別紙(第4号様式 第10条関係)のとおり会議の顛末を 会 長 印	·署名し捺印する。 -
被保険者代表委員	_
保険医等代表委員	-
公益代表委員 印	